

# 河合町議会会議録

令和元年 12月13日 開会

河合町議会

令和元年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

第4号（12月13日）

|  |    |
|--|----|
| ○議事日程  | 1  |
| ○本日の会議に付した事件   | 1  |
| ○出席議員  | 1  |
| ○欠席議員  | 2  |
| ○出席説明員   | 2  |
| ○議会事務局出席者  | 2  |
| ○開議の宣告   | 3  |
| ○委員長報告   | 4  |
| ○議案第59号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号の委員長報告、討論、採決 | 4  |
| ○議案第60号、議案第61号、議案第69号、議案第70号の委員長報告、討論、採決               | 14 |
| ○議会運営委員会の閉会中の継続調査                                      | 20 |
| ○閉会の宣告   | 21 |
| ○署名議員  | 23 |

令和元年 1 2 月 1 3 日（金曜日）

（第 4 号）

## 令和元年第4回（12月）河合町議会定例会会議録

### 議事日程（第4号）

令和元年12月13日（金）午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第59号 令和元年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 2 議案第62号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定  
について
- 日程第 3 議案第63号 一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第64号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第65号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改  
正について
- 日程第 6 議案第66号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第60号 令和元年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第61号 令和元年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第69号 河合町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第70号 まほろば環境衛生組合の設立について
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第25まで議事日程に同じ

---

### 出席議員（13名）

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 森 光 祐 介 | 2番  | 常 盤 繁 範 |
| 3番  | 梅 野 美智代 | 4番  | 佐 藤 利 治 |
| 5番  | 中 山 義 英 | 6番  | 坂 本 博 道 |
| 7番  | 長谷川 伸 一 | 8番  | 杵 本 光 清 |
| 9番  | 大 西 孝 幸 | 10番 | 馬 場 千恵子 |
| 11番 | 岡 田 康 則 | 12番 | 西 村 潔   |
| 13番 | 谷 本 昌 弘 |     |         |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により出席した者

|                    |           |                    |         |
|--------------------|-----------|--------------------|---------|
| 町 長                | 清 原 和 人   | 副 町 長              | 田 中 敏 彦 |
| 教 育 長              | 竹 林 信 也   | 企 画 部 長            | 澤 井 昭 仁 |
| 総 務 部 長            | 福 井 敏 夫   | 福 祉 部 長            | 門 口 光 男 |
| 住民生活部長             | 木 村 光 弘   | まちづくり<br>推 進 部 長   | 堀 内 伸 浩 |
| 教 育 部 長            | 上 村 欣 也   | 企 画 部 次 長          | 森 嶋 雅 也 |
| 総 務 部 次 長          | 浮 島 龍 幸   | 福 祉 部 次 長          | 杉 本 正 範 |
| まちづくり<br>推 進 部 次 長 | 福 辻 照 弘   | まちづくり<br>推 進 部 次 長 | 石 田 英 毅 |
| 総 務 課 長            | 小 野 雄 一 郎 | 財 政 課 長            | 上 村 卓 也 |
| 住民福祉課長             | 中 野 雅 史   | 社 会 福 祉 課 長        | 浦 達 三   |
| 高 齢 福 祉 課 長        | 松 村 豊 範   | 子 育 て 支 援<br>課 長   | 小 山 寿 子 |
| 特 命 担 当 課 長        | 井 筒 匠     | 住 民 生 活 課 長        | 上 村 英 伸 |
| 環 境 衛 生 課 長        | 佐 藤 桂 三   | まちづくり<br>推 進 課 長   | 中 島 照 仁 |
| 教 育 総 務 課 長        | 中 尾 勝 人   | 生 涯 学 習 課 長        | 小 槻 公 男 |
| 特 命 担 当 課 長        | 梅 野 修 二   | ス ポ ー ツ 振 興<br>課 長 | 中 野 典 昭 |

---

会議に従事した事務局職員

局 長 阪 本 武 司 調 整 員 松 本 良 一

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、令和元年第4回定例会を再開いたします。

○教育長（竹林信也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 竹林教育長。

○教育長（竹林信也） 昨日ですけれども、毎日新聞におきまして、私の自室での喫煙につきまして記事が掲載されました。議員の皆様にはご迷惑をおかけいたしましたこと、本当に申しわけございませんでした。

河合町の名を汚し、職員の信用を失墜させる行為であったと深く反省をしております。今後は気を引き締め、仕事に取り組んでまいりたいというふうに考えております。本当に申しわけございませんでした。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） まず初めに、町民の皆様方に、お騒がせしまして申しわけございませんでした。おわび申し上げたいと思っております。

昨今、全国的に見まして、教職員の不祥事が大きな話題となることが多くなっております。そんな中、教職員を指導監督すべき管理者が違反を行っていたという事実は痛恨のきわみであります。教職員に対する信頼を大きく失墜することになっております。

言うまでもなく、教育委員会の職員は町民や保護者から信頼と付託を受け、児童生徒に社会のルールや基本的なモラルなどの倫理観を身につけさせる、そういう使命を担っております。私の就任以後、本人また周りの職員からもそのような内容を聞いたことがなく、驚愕しております。

今後、事実関係を調査しまして、適正に対処してまいりたいと考えております。

以上です。

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） これより本日の会議を開きます。

---

◎委員長報告

○議長（杵本光清） 本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、谷本昌弘議会運営委員長より報告願います。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本委員長。

○13番（谷本昌弘） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

本日の議事日程につきましては、議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査を上程し、さきに上程いたしました議案審議終了後に審議いたします。

報告は総務常任委員会、厚生常任委員会からの各委員長に発表していただきます。

以上、報告終わります。

○議長（杵本光清） ただいまの委員長報告どおり決定したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

---

◎議案第59号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号の委員長報告、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第1、議案第59号、日程第2、議案第62号、日程第3、議案第63号、日程第4、議案第64号、日程第5、議案第65号、日程第6、議案第66号を総務常任委員会に付託しておりますので、西村 潔総務常任委員長より報告を求めます。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（杵本光清） 西村委員長。

○12番（西村 潔） それでは、総務常任委員会の結果を報告いたします。

12月4日の本会議におきまして当委員会に付託されました議案第59号、第62号、第63号、第64号、第65号、第66号について、12月5日と6日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

議案第59号 令和元年度河合町一般会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入は一括で、歳出は款項ごとに審議されました。

歳出のうち各項目の人件費については、人事院勧告による増額はあるが、病気・育児休職や年度途中の退職と町長及び議員の5月の就任による期末手当などの減額により、約3,100万円の減額であるという説明を受けました。

総務費、総務管理費では、河合町ふるさとの日の今後の方針や効果検証の公表について質疑がありました。検証を行い、これからの方針を検討していくこと、公表についてはしっかりと対応するとの答弁がございました。

民生費、社会福祉費では、介護給付費の増額が多いのは、当初の見込みが甘くなかったのか、どの費目が多いのかの質疑がありました。前年会計をもとにして算出したが、報酬改定と利用者の増が主な原因であり、費目は生活介護が多いとの答弁がございました。

衛生費、保健衛生費では、保健センター公用車がリースではなく購入であるとのこと、がん検診はどの検診が多かったのかという質疑があり、公用車は購入目的の寄附をいただいているため、乳がんと大腸がんの検診が多かったとの答弁がございました。また、清掃費の清掃工場焼却炉のバグフィルター整備工事費に関する質疑には、フィルターは長くて3年で交換が必要であり、特殊な素材であるため発注業者が限られるため、随意契約を行うとの答弁がございました。

教育費、保健体育費では、債務負担行為のオリンピック聖火リレー負担金の内容について質疑があり、来年4月13日に奈良県で行われる聖火リレーの候補地に河合町がなり、セレモニー用資材などの経費で、費用負担は県が2分の1、町が2分の1だとの答弁がございました。

歳入では、財政調整基金繰り入れ後の残高、清掃工場整備事業債の充当についての質疑があり、残高は約6,200万円、町債の充当率は100%で、交付税算入30%との答弁がございました。

審議の結果、賛成、反対同数となりましたので、委員長決裁により可決することに決しました。

次に、議案第62号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、理事者より説明を受け、質疑を行いました。

この制度に移行予定の臨時職員数と、職種、退職手当の記載がないことに質疑があり、臨時職員97名を想定し、主な職種は一般事務補助や学童保育などで、退職手当は委託している一部事務組合の条例で運用するとの答弁がございました。また、参与、参事、理事の現在の扱い、特命業務の内容、外部委託との比較、会計年度任用制度の長所と短所について質疑があり、参与と参事は非常勤特別職、理事は臨時扱いであり、特命業務は住宅管理、個別外部監査など、外部委託は実績がないため比較しておらず、任用制度の長所は同一労働同一賃金による待遇改善、短所は賃金負担が増えるとの答弁がございました。

そのほか、正規職員、フルタイム会計年度任用職員との違い、時間外勤務が生じた場合の対応など質疑があり、それぞれ答弁がございました。

審議の結果、賛成少数で否決することになりました。

次に、議案第63号 一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定については、理事者より説明を受け、質疑を行いました。

給与規定、募集方法、4月1日施行では採用がおくれるのではないかなどの質疑がございました。給与は一般規定に準拠し、募集は法令等に従い実施し、会計年度任用職員とあわせて整理した上で実施するために4月1日施行にしているが、選考などの準備行為は可能と考えているとの答弁がございました。また、職種は全てにわたるのか、条例施行日変更や給与規定の記載、会計年度についての質疑には、施行日の変更は調整が必要で、給与は一般職の条例に基づくという記載になるとの答弁がございました。

この後、中山議員より、条例施行日を令和2年4月1日から令和2年1月1日にする修正案が提出されました。規則に、募集方法は公募に限り初任給などの給与規定などを記載する要望について、町長より記載する旨の答弁をいただきました。

審議の結果、条例施行日を令和2年4月1日から令和2年1月1日にする修正案、及びこの修正案を除く原案について採決を行ったところ、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第64号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

審議の結果、賛成少数で否決することに決しました。

次、議案第65号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受け、質疑を行いました。

審査の結果、賛成少数で否決することに決しました。

次、議案第66号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受け、質疑を行いました。

再任用職員給与区分には勤務日数であるか、再任用規定を再検討することはあるかとの質疑がございました。再雇用はフルタイム勤務であるので、勤務日数による区分は行っていないとの答弁がございました。

審査の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杵本光清） 議案第59号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 暫時休憩します。

再開は10時15分から行います。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時15分

○議長（杵本光清） 再開します。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 討論。討論とってください。

討論とのことですので、まず、反対者からの発言を許します。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 反対討論いたします。

理由。歳入は、基金繰り入れ2,800万円相当を計画しておりますが、予備費から流用できないかと思えます。

歳出、介護給付金6,500万について、総務委員会で平成29年実績をベースに平成31年当初

予算組みを行ったと説明がありました。予算編成は毎年12月か1月で、平成30年の実績も4分の3実態を把握できているはずですが、平成31年度の予算組みの精度を上げていただくようにできているはずですが。

2点目。清掃費1,000万、2号炉バグフィルター整備1,000万についてですが、1号炉、2号炉の平成30年度の運転日誌を見ますと、2号炉の状況はかなり悪いと判断しております。このような時点から、2号炉についても、非常にこれは前もって、当初予算を組む前にある程度は現場のほうでは予算を組み入れるべきだったと思います。

バグフィルターは、環境を守るために非常に重要な施設です。1年か2年で毎年、交換整備はしております。この点を当初予算に組み入れなかったのはやっぱり手落ちだと思いますので、今回はこの理由によって補正予算には反対いたします。

○議長（杵本光清） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

○6番（坂本博道） 反対討論。

○議長（杵本光清） ちょっと待ってくださいね。

賛成者、ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） それでは、反対の討論、どうぞ。

坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。

補正予算の中身そのものにつきましては、内容上、人事異動とか、また医療介護の需要の変化などによるという、また制度の問題など、一定、実務的なものもあるとは理解しております。しかし、全体が一括採決となるために、全体としては反対したいと思います。

その理由としては、基本的にこの補正予算も、本体予算であるところは前町長のもとで3月に骨格としてつくられたことがベースとなっております。その際のいわば計上のあり方につきましても、一定、今回の補正につながるようなものを含めて、やっぱりしっかりと準備をするべきじゃなかったのかという思いがあります。

同時に、本体予算そのもの全体としての特徴が、やはり今の国の政策とか県の制度とかを含めて、いわばそのまま具体化していくことが基本的にあるために、3月のときにも共産党としてもこの本体予算についても反対をしたということがございます。そういう経緯も含めて、今回の補正予算も本体予算をいわば補うという性格というのは基本的に変わりませんので、そういう点から反対したいと思います。

以上です。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第59号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第59号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、議案第59号 令和元年度河合町一般会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第62号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議あります」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 討論、はい。

ご異議がありますので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 議案第62号の条例を読みますと、まず、31条まで条例があります。この中の第30条の内容が、企図が不明です。私は不要と思います。

また、議案の末尾に記載されています行政職給与表1の備考の文言も不要と思います。

また、行政職給与表の2番、3番についても、行政側の意図、企図が不明です。

それと、別表第2、これ、1番、2番、3番とありますが、2番と3番は不要と思いますので、この点について私は反対いたします。

○議長（杵本光清） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 私は、委員会では反対しましたが、条例として全体的なことを考慮し

て、社会情勢に適切に対応する観点から賛成したいと思います。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 討論で。

○議長（杵本光清） はい。

○6番（坂本博道） 私は、この案については、一応賛成討論ということでさせてもらいたいと思います。

この条例そのものは、国の地方自治法改正に伴う制定というふうに理解しております。そして、内容としても、基本的には現在の非正規職員をめぐる雇用形態をいわば一定明確にし、また、一定の処遇の改善にもつながる面もあるものとして賛成をしたいと思います。

しかし、国会でもかなり、この法改正の際には4点の附帯決議が上げられているように、問題を含んでいることもやはり指摘をしておきたいとは思っています。

第1には、根本的に、本来公務は任期の定めのない常勤職員中心という、その基本に対して、非正規職員をいわば固定化するという面を持っています。それだけに、継続した再度の任用など十分考慮する必要がある、このことも附帯決議にも上げられているところです。

また、同時に、地方自治体の新たな財政負担の増にもなるという側面を持っております。そういう点でも、国に財政措置をしっかりと行わせること、このことも重要であり、自治体からもそのこともぜひ要求する必要があるかと思っております。

第2番目に、この町の非正規職員の全体の現状を反映させて条例化するというところで、現在の賃金状況をベースにした給料表にもなっております。これ自身は今の現状の反映ということがあるかもしれませんが、しかし、今後の検討の中では、やはり臨時職員としての役職やまた給与のあり方、これはやっぱり見直す内容もあるということも指摘しておきたいと思っております。

以上で、全体としては賛成ということで討論としたいと思います。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 私からは、反対の立場でさせていただきます。

本来この制度の趣旨というのは、現在の40歳前後、いわゆる就職氷河期の方が当然非正規雇用になって、現在そういった方々がワーキングプアと。そういった方々を何とか救済するために国のほうも動き出したということの中で、そういういわゆる生活の弱者を救済する

ためにはボーナスも支給してあげましょと、この制度はいいんです。でも、別表につけて  
いる給与、この方々は果たして救済せなあかん人なんですか。そこに私はちょっと疑問を感  
じて、一応これには、分けてであれば賛成しますけれども、今の形のままで反対します。  
以上です。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第62号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、否決です。

したがって、原案について採決いたします。

議案第62号を原案のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 少数であります。

着席願います。

よって、議案第62号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に  
ついては、否決されました。

議案第63号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませ  
んか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第63号の修正案の採決を行います。

修正案に対する委員長報告は、可決です。

議案第63号の修正案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、議案第63号 一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についての修正案は、  
委員長報告のとおり可決されました。

次に、修正案を除く原案について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議  
ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第63号の修正案を除く原案の採決を行います。

修正案を除く原案に対する委員長報告は、可決です。

議案第63号の修正案を除く原案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議案第63号 一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についての修正案を除く原案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第64号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「討論」と言う者あり)

○議長(杵本光清) 討論。

討論とのことですので、まず、反対者の討論から始めたいと思います。

○6番(坂本博道) 反対。

(「反対」と言う者あり)

○議長(杵本光清) 坂本議員。

○6番(坂本博道) この議案そのものは、基本的には人勧の実施という側面はありますけれども、当然これは各議決してということになります。昨今の、今の河合町の財政状況を含めて見たときには、やっぱり引き上げにつながるという点でいけば、やはりこれについては反対したいと思っております。

以上です。

○議長(杵本光清) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○議長(杵本光清) ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第64号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、否決です。

したがって、原案について採決いたします。

議案第64号を原案のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 少数であります。

よって、議案第64号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については、  
否決されました。

議案第65号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○10番(馬場千恵子) はい、議長。

○議長(杵本光清) 討論、はい。

討論とのことですので、まず、本案に対する反対者の発言をお願いいたします。

馬場議員。

○10番(馬場千恵子) 今回の条例の改正につきましては、人事院勧告によるものですから、  
上程しないという自治体もあるように聞いています。河合町では、ご存じのように財政的に  
極めて厳しい状況にもあります。そういった意味でも、この条例についても上程すべきでは  
なかったのではないかという思いもあります。

特別職の職員の方々についての給料アップにつながるということで、これについては反対  
したいと思います。

○議長(杵本光清) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○議長(杵本光清) ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第65号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、否決です。

したがって、原案について採決いたします。

議案第65号を原案のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 少数であります。

着席願います。

よって、議案第65号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正

については、否決されました。

議案第66号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第66号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第66号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議案第66号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は10時40分。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長(杵本光清) 再開します。

---

◎議案第60号、議案第61号、議案第69号、議案第70号の委員長

報告、討論、採決

○議長(杵本光清) 日程第7、議案第60号、日程第8、議案第61号、日程第9、議案第69号、

日程第10、議案第70号を厚生常任委員会に付託しておりますので、大西孝幸厚生常任委員長より報告を求めます。

○9番(大西孝幸) はい、議長。

○議長（杵本光清） 大西委員長。

○9番（大西孝幸） それでは、厚生常任委員会の結果を報告いたします。

去る12月4日の本会議において当委員会に付託されました議案第60号、第61号、第69号、第70号について、12月5日に委員会を開催いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第60号 令和元年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

歳出で、システム改修の内容について質疑があり、今回の改修は不正請求防止のため、在留資格などをオンラインで確認が可能になるもので、マイナンバーカードを所持していないと不利益にならないかとの質疑には、保険証で対応できるため不利益はなく、マイナンバーカードの情報連携により利便性が向上するとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

続きまして、議案第61号 令和元年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

続いて、議案第69号 河合町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

不燃ごみの袋を3種類にするに当たり、発注計画数、発注時期、契約方法などについて質疑がされ、大15万枚、中10万枚、小5万枚の計30万枚の計画で、中と小は議決後に現在契約している業者と随意契約の予定であるとの答弁がありました。また、費用対効果や北葛城郡各町との共同化などの質疑があり、それぞれ答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

続きまして、議案第70号 まほろば環境衛生組合の設立については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

規約第4条の安堵町と広陵町のプラスチックごみについて可燃ごみ中継施設の一部を使用するという記述に関し、プラスチックごみ施設を併設するのか、搬入頻度、費用負担の案分について質疑があり、計画されているコンテナベース5レーンのうち1レーンをプラスチックごみを使用する場合があります、搬入量の詳細については今後協議し、費用は可燃ごみの量を基礎とするとの答弁がありました。また、河合町が不燃ごみ及び粗大ごみ等の処理に参加しない理由、また、安堵町清掃工場撤去から中継基地竣工まで、安堵町の可燃ごみの受け入れについての質疑があり、それぞれ答弁がありました。

審議の結果、全員反対で否決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杵本光清） 議案第60号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 討論ですか。

では、反対討論の方から発言を許します。

馬場議員。

○10番（馬場千恵子） この60号ですけれども、一般管理費ということで、システムの改修費が計上されています。

それで、委員長報告にもありましたように、国民健康保険とマイナンバーをオンラインで結ぶということになるようです。このマイナンバーですけれども、全国的には、最も近い全国の平均でいいますと本当に少ない普及率、13.9%、14%ぐらいになっているようです。

このマイナンバーの取得については、任意で行われるということですので、内閣府の調査においても53%の人が取得する予定がないというふうに回答をなされているようです。そんなふうに回答された中には、個人情報漏えいされるという、心配だという不信感が根強いというところであらわれています。

また2013年3月、委員会でも報告がありましたけれども、健康保険証としての本格的な運用に向けて今回のシステムの改修が行われるということになっています。明らかにマイナンバーの普及の向上を目指すということを目的としたものでありますので、反対討論としたいと思えます。

○議長（杵本光清） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） それでは、ほかに。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 反対討論させていただきます。

まず、本当に簡単な話なんですよ。国民健康の調整基金として3億6,000万を今河合町はお持ちなんですよ。消費税もやっぱり、毎回言っております。消費税も上がりました。景気は本当によくありません。そこで、やはり河合町は国民健康保険に移行している方々、住

民さんが多くなってきております。少しでも負担が低くなる、安くなるように、やっぱり調整基金ですので安くなるように調整をお願いいたします。

○議長（杵本光清） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第60号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第60号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、議案第60号 令和元年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第61号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第61号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第61号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、議案第61号 令和元年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第69号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第69号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第69号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議案第69号 河合町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第70号について、討論を省略して……

(「議長、休憩願います」と言う者あり)

○議長(杵本光清) 動議ということですか。

(「はい」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ただいま常盤繁範議員から暫時休憩の動議が提出されました。

所定の賛同者はございますか。

(「賛成」と言う者あり)

○議長(杵本光清) 所定の賛同者がありますので、動議は成立しました。

よって、本動議を議題として、採決します。

暫時休憩をとるかどうかの採決です。

暫時休憩の動議を決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) よって、暫時休憩の動議が可決されましたので、暫時休憩とします。

再開は11時といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時22分

○議長(杵本光清) 再開します。

大変お待たせいたしましたこと、申しわけございませんでした。

休憩中に、岡田康則議員外6名より、お配りいたしました議案第70号 まほろば環境衛生組合の設立についての修正の動議が提出されました。これを本案とあわせて議題としますの

で、提出者の説明をお願いします。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） それでは、私のほうから、第70号議案一部修正について説明させていただきます。

第70号議案は、山辺・県北西部広域環境衛生組合が建設するごみ処理施設への中継処理施設の設置に関する事務を共同処理するため、安堵町、広陵町、河合町3町でまほろば環境衛生組合を設立するための議案でございます。

当町は、ごみ焼却事業についての中間処理だけに参加する議案となっております。これに対して、我々は不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみに関する事務と使用と費用負担についても参加し、ひいては山辺・県北西部広域環境衛生組合へも不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみに関する共同処理に参加することを前提とし、社会的な説明責任を果たすためのごみの細かな分別化を町民に理解を促し、循環型社会形成の邁進、また3町共同事業としてのごみ袋の統一によるコストダウン等々、他の広域事業の推進モデルとして第70号議案を一部修正し、議員発議として修正いたします。

1、第3条第2項を削除する。

第2、第4条中「可燃ごみの中継施設の一部を使用するものとし、当該費用については安堵町及び広陵町で負担するものとする。」を、「可燃ごみ中継施設の一部を使用するものとする。」に改める。

以上です。

○議長（杵本光清） これより修正案の質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第70号の修正案の採決を行います。

議案第70号の修正案に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、議案第70号 まほろば環境衛生組合の設立についての修正案は、可決されました。

次に、議案第70号の修正案を除いた原案について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第70号の修正案を除いた原案について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、否決です。

したがって、原案について採決いたします。

議案第70号の修正案を除いた原案に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、議案第70号 まほろば環境衛生組合の設立についての修正案を除いた原案は、可決されました。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（杵本光清） 日程第11、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（杵本光清） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

よって、令和元年第4回定例会は、ただいまをもちまして閉会いたします。

閉会 午前11時27分



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

署 名 議 員 西 村 潔

署 名 議 員 谷 本 昌 弘